

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

## 入札制度の一部改正について

令和6年度の佐世保市が発注する建設工事等の入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

## 1 令和6年度格付け等級区分及び発注基準額について

## (1) 令和6年度格付け等級区分表 ※下線部分が改正箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	1億5,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	720点～899点	<u>1,000万円以上</u>	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点～799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—
<u>上下水道施設</u>	<u>A</u>	<u>660点以上</u>	<u>1,000万円以上</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
	<u>B</u>	<u>659点以下</u>	<u>1,000万円未満</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
<u>水道土木</u>	<u>A</u>	<u>二</u>	<u>3,500万円以上</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
	<u>B</u>	<u>二</u>	<u>3,500万円未満</u>	<u>二</u>	<u>二</u>

(\*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

※土木Bの平均完成工事高の変更、水道管の段階的廃止に伴う暫定工種（上下水道施設、水道土木）の追加については、昨年度お知らせしたとおりです。

## ●格付期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（年間固定）

※令和6年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7か月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

(2) 令和6年度発注基準額 ※下線部分が改正箇所です。

	土木	建築	電気	建築管
A	3,500 万円以上	6,000 万円以上	<u>1,500 万円以上</u>	1,000 万円以上
B	3,500 万円未満 1,000 万円以上	6,000 万円未満 1,000 万円以上	<u>1,500 万円未満</u>	1,000 万円未満
C	1,000 万円未満	1,000 万円未満	—	—

	舗装	<u>上下水道施設</u>	<u>水道土木</u>
A	250 万円以上	<u>1,000 万円以上</u>	<u>3,500 万円以上</u>
B	250 万円未満	<u>1,000 万円未満</u>	<u>3,500 万円未満</u>

## 2 再度入札の取扱いの変更について

現在、入札金額が最低制限価格を下回った者は、再度（2回目以降）の入札に参加できないとしていましたが、入札金額が最低制限基本価格以上であれば、再度入札への参加ができるように見直します。

改正前	改正後
最低制限価格を下回った入札をした者 ・入札は無効 ・再度入札に <b>参加不可</b>	最低制限価格を下回った入札をした者 ・入札は無効 ・ <b>最低制限基本価格以上の入札をした者は再度入札に参加可能</b>

※最低制限基本価格について

建設工事は、予定価格（設計金額）×92%

建設コンサルタント業務委託は、予定価格（設計金額）×80%

## 3 特例監理技術者制度の導入について

予定価格が2億円未満の技術者専任工事を対象に、監理技術者補佐を専任配置する等の一定要件のもと、監理技術者が工事現場を2件まで兼務できるとする特例監理技術者制度を導入します。詳しくは、後日、市ホームページの下記に掲載しますのでご確認ください。

※ 工事／建設コンサル＞要綱及び入札契約制度等＞入札・契約事務に関する取扱いなど

## 4 河川改良工事における現場代理人の取扱いについて

入札不調・不落の発生率が高い当該工事について、現場代理人の配置を緩和します。

改正前	改正後
兼務できる工事件数 <u>2件</u>	兼務できる工事件数 <u>3件</u>

## 5 一般競争入札における平均完成工事高要件の見直しについて

格付け工種以外の発注工種については、現在、工事規模に拘らず当該要件を一律350万円としていましたが、入札参加者の施工能力を担保する基準を設定するため、下記のとおり発注金額に応じて平均完成工事高要件を見直します。

なお、格付け工種については、これまで通り格付け等級区分表の平均完成工事高を要件とします。

### 【格付け工種以外の平均完成工事高要件】

	改正前	改正後
発注金額(設計金額)	平均完成工事高(経審)	平均完成工事高(経審)
3,500万円以上	350万円以上の者	1,000万円以上の者
1,000万円以上3,500万円未満	0でない者	350万円以上の者
1,000万円未満		0でない者

## 6 専門工事における発注方法の見直しについて

塗装工事においては、令和4年度から試行的に専門性を一定考慮した方法で発注していましたが、他工種との発注バランスを考え、防水工事、解体工事を含めて、下記のとおり発注方法を見直します。

### 【塗装工事、防水工事、解体工事の発注方法】

発注金額(設計金額)	発注方法	備考
3,500万円以上	一般競争入札	平均完成工事高要件は 1,000万円以上
1,000万円以上 3,500万円未満	指名競争入札 ※1	平均完成工事高要件は 350万円以上
1,000万円未満		平均完成工事高要件は 0でない者

※1 指名競争入札については、登録工種数等を考慮して選定します。

## 7 建築B、Cの発注方法について

建築工事における発注件数の減少に伴い、入札参加の機会を拡大するため、建築B及びCに該当する工事については、現在の「指名競争入札」から「制限付き一般競争入札」での発注方法に見直します。

### 【建築B及びCの発注方法】

改正前	改正後
指名競争入札	制限付き一般競争入札

## 8 主観点制限対象工事の発注について

当該工事については、各工種の発注件数を上限5件までとします。

なお、対象となる工事は、従来の土木・建築・電気・建築管工事に加え、上下水道施設工事、水道土木工事の発注を予定しています。

## 9 建築工事の発注について

建築工事から分離発注している工事（杭、襖、畳等）については、令和7年度以降分離発注を見直し、段階的に一元的な発注に移行します。

## 10 その他

令和6年度主観点申請のお知らせ（令和5年11月15日付け）の際に、通知した主観点制度の改正（令和7年度から適用）について、別添のとおり再度掲載します。

### 《改正の適用時期について》

- 1～8は、令和6年4月1日以降に発注を行う案件から適用します。
- 9は、事前にお知らせするものです。
- 10は、令和7年度分の主観点から適用します。

### 《関係要綱等について》

上記の改正内容に係る関係要綱等については、3月末日までに市ホームページに掲載いたします。

- 市ホームページ>事業者の方へ>入札情報>工事/建設コンサル>要綱及び入札契約制度等>入札・契約に関する要綱・基準等

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keiyakkanri/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html>

以 上

契約課（工事担当） TEL：0956-24-1111（内線 3207～3208） FAX：0956-25-9624 E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp
--

主観点制度の見直しについて（令和7年度格付け分からの適用）

主観点項目	審査基準		加点対象工種	対象期間 又は基準日	上限規定等		
工事成績	3か年の平均工事成績評定点		該当工種	格付年度の3年前の1月1日から格付年度の前年12月31日までの3年間に工事完了検査を実施した工事	なし		
	74点未満					74点以上	
	評定基準	普通				評定基準	良い・優秀
	工種ごとの3か年の工事成績評定点の累計を実施した件数で除して65点を差し引いた数値を工事成績主観点とする。					工種ごとの3か年の工事成績評定点の累計を実施した件数で除して得た数値から65点を差し引き、2を乗じた数値を工事成績主観点とする。	
	※本市が工事完了検査（最終請負金額300万円以上）を実施した工事であること。						
優秀工事	工事成績評定基準における「優秀（81点以上）」に該当する工事に対し、当該工種に3年間にわたって5点を加点する。 ※本市が工事完了検査（最終請負金額300万円以上）を実施した工事であること。		該当工種	格付年度の前々年度に工事完了検査を実施した工事	上限は各工種10点		
土木施工管理 ／CPDS	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）へ登録した学習単位のうち、取得した単位数の合計に応じて、下表の付与点数に基づき加点する。		土木一式工事	格付年度の前年10月31日以前の1年間	なし		
	登録学習単位数合計数	付与点数					
	100 UNIT以上	20点					
	80 UNIT以上 100 UNIT未満	16点					
	60 UNIT以上 80 UNIT未満	12点					
	40 UNIT以上 60 UNIT未満	8点					
20 UNIT以上 40 UNIT未満	4点						
建築技術継続能力開発 ／CPD	建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者について、公益社団法人日本建築士会連合会、建築CPD運営会議又は一般財団法人建設業振興基金が実施する建築技術継続能力開発／CPDへ登録した学習単位のうち、取得した単位数の合計に応じて、下表の付与点数に基づき加点する。		建築一式工事	格付年度の前年10月31日以前の1年間	なし		
	登録学習単位数合計数	付与点数					
	100 UNIT以上	20点					
	80 UNIT以上 100 UNIT未満	16点					
	60 UNIT以上 80 UNIT未満	12点					
	40 UNIT以上 60 UNIT未満	8点					
20 UNIT以上 40 UNIT未満	4点						

主観点制度の見直しについて（令和7年度格付け分からの適用）

主観点項目	審査基準	加点対象工種	対象期間 又は基準日	上限規定等
協会等への加入	<p>建設工事関連の協会（一般社団法人又は公益社団法人に限る。）又は法に基づく協同組合（以下「団体」という。）に所属し、団体が主催又は共催した講習会等（技術の向上を目的としたものに限る。）に参加した業者に対し該当する工事種類の審査点数に20点を加点する。</p> <p>※複数の団体に所属していても加点の申請はいずれか1団体分のみとする。</p> <p>※専門工事に特化した団体以外の団体（総合建設業関係）については、工事種類を2工種まで選択でき、配点を各10点とする。</p> <p>※電気工事業に係る団体については、電気又は電気通信のいずれかを選択し20点とするか、又は両方を選択し各10点を配点することができる。</p>	1工種又は 2工種まで 選択可能	格付年度の前年10月31 日以前の1年間	なし
建設業労働災害防止 協会への加入	建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して10点を加点する。	全工種	格付年度の前年10月31 日時点	なし
防災協定	大規模災害発生時における支援活動及び緊急給水業務の支援に関する各協定を佐世保市と締結し、かつ災害訓練を毎年実施する団体に所属している業者を対象に、30点を加点する。	全工種	格付年度の前年10月31 日時点	なし
消防団活動への協力	佐世保市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1号に基づき、従業員が消防団員として複数入団している事業所等で消防団協力事業所として認定を受けている者に対し、10点を加点する。	全工種	格付年度の前年10月31 日時点	なし
市民雇用数	建設業者が雇用する職員のうち、常勤かつ佐世保市に在住している者について一人につき0.5点を加点する。	全工種	格付年度の前年10月31 日時点	上限は各工種40点
障害者雇用	<p>① 建設業者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）であり、同法第43条第1項に規定する障害者雇用率に<b>加え1名以上</b>の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）を継続して雇用している場合</p> <p>② 法定事業主以外の建設業者が、障害者を継続して雇用している場合 上記①②について、10点を加点する。</p>	全工種	<p>①6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用</p> <p>②決算日から起算して直前1年間以上継続して雇用</p>	なし
一般事業主行動計画の 策定	<p>①次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加点する。</p> <p>②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加点する。</p>	全工種	格付年度の前年10月31日 時点	なし
環境への配慮	エコアクション21又はISO14001の認証を取得した者に対して5点を加点する。	全工種	格付年度の前年10月31日 時点	なし

主観点制度の見直しについて（令和7年度格付け分からの適用）

主観点項目	審査基準	加対象工種	対象期間 又は基準日	上限規定等
信用度 (指名停止等)	佐世保市が指名停止又は指名除外（以下「指名停止等」という。）を行った業者は、次の点数を全ての工種から減点する。 ① 贈賄事件に係るもの 200点 ② <b>①以外に係るもの</b> <b>指名停止等の月数に10点を乗じた点数</b>	全工種	格付前年度の4月1日から1年間	上限は各工種200点の減点とする。

※改正した箇所は、上図の太字部分となります。